

折居清掃工場更新施設整備運営事業

特定事業の選定について

平成26年4月

城南衛生管理組合

城南衛生管理組合（以下「組合」という。）は、折居清掃工場更新施設整備運営事業（以下「本事業」という。）「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて、D B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施することとし、平成 25 年 12 月 18 日に実施方針を公表した。

このたび、P F I 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

平成 26 年 4 月 23 日

城南衛生管理組合 管理者 山本 正

< 目 次 >

| | |
|---|---|
| I. 事業内容等..... | 1 |
| 1. 事業名..... | 1 |
| 2. 対象となる公共施設等の種類..... | 1 |
| 3. 公共施設等の管理者等..... | 1 |
| 4. 事業の目的..... | 1 |
| 5. 施設の基本方針..... | 1 |
| 6. 事業の概要..... | 2 |
| II. 組合が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価..... | 3 |
| 1. 評価方法..... | 3 |
| 2. 定量的評価..... | 3 |
| 3. 定性的評価..... | 4 |
| 4. 総合的評価..... | 4 |

I. 事業内容等

1. 事業名

折居清掃工場更新施設整備運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

| | |
|-------|--|
| 施設の種類 | 一般廃棄物処理施設 |
| 建設地 | 京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内） |
| 施設概要 | 処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設 |
| 施設規模等 | 115 t / 日（57.5 t / 24h × 2 炉） |
| 処理方式 | 全連続燃焼式ストーカ方式 |
| 供用開始 | 平成 30 年 4 月 1 日（予定） |

3. 公共施設等の管理者等

城南衛生管理組合 管理者 山本 正

4. 事業の目的

組合では、今後のごみ処理のあり方として、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物処理システムを構築するとともに、管内において発生するごみを長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指し、ごみ処理に関する基本方針を以下のとおり定めている。

基本方針 1（排出段階での対策）：構成市町との連携による排出抑制の徹底

基本方針 2（再資源化対策）：効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築

基本方針 3（適正処理対策）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築

本事業においては、上記の基本方針の実現に向けて、「高効率ごみ発電施設」として余熱を有効利用するとともに、省エネルギーを図った環境にやさしい施設とすることで、住民にも理解される循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す。

また、各設備は最新の技術を導入し、万全の公害対策のもと、安全で住民に親しまれる施設を目指す。本施設を 30 年稼働させることを念頭におき、長期にわたり連続して安定運転ができるものとする。

5. 施設の基本方針

本施設の基本方針は、住民の理解を得ながら循環型社会及び低炭素社会を構築することを目指し、長期にわたり連続して安定運転できることを念頭において、以下の 4 点とする。

- ① 安全・安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
- ③ 経済性に優れた施設

④ ごみの持つエネルギーと水資源の有効利用

6. 事業の概要

本事業はD B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。

組合は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日から平成32年3月31日まで

※本施設は、平成30年3月31日までに組合に引渡しを行う。

※平成30年4月1日から平成32年3月31日まで現折居清掃工場の解体設計、解体工事、跡地利用工事を実施する。

- ・運営期間：平成30年4月1日から平成50年3月31日まで
(20年間)

② 契約の形態

組合は、本事業開始のための基本的事項に係り、基本協定を落札者と締結する。

組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

(2) 組合の財政負担額の比較

以上の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、組合が自ら実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行った。

| | 財政負担の比較 |
|----------------|---------|
| 組合が自ら実施する場合 | 100.0 |
| DBO方式により実施する場合 | 91.6 |

3. 定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合における定性的評価として、民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価を行う。

DBO方式により実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、次の効果が見込まれる。

(1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

DBO方式により実施する場合、本事業に係るリスクを「最も適切に管理できる者に移転する。」という考え方にに基づき、組合と民間事業者が適正に分担することにより、事業の安定性向上につながる。

民間事業者が負担するリスクに対しては、民間事業者が有するノウハウやリスク管理能力を活かすことにより、その顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考えられる。

(2) 公共サービス等の水準の評価

本事業をDBO方式により実施することによって、以下に示すような公共サービス等の水準の向上が期待できる。

① 設計・施工及び運営を一体的に行うことによる事業の効率化

設計・施工業務及び運営業務を一体的に実施することで、施設的设计段階から建設や運営までを見据えた効率的な整備が期待できる。また、民間事業者が保有するノウハウや創意工夫の活用が期待できる。

② 施設運営における公共サービス内容の向上

本施設の運営において、民間事業者が市場での競争において培った専門的な知識やノウハウが包括的に活用されることにより、長期的、安定的かつ継続的なごみ処理、住民の信頼、安心・安全、環境への配慮等の点で、より優れた運営が効率的に実施されることが期待できる。

4. 総合的評価

本事業をDBO方式により実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、8.4%の縮減を期待できるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて、特定事業として選定する。